

2010年2月17日

企業会計基準委員会 殿

(社)日本鉄鋼連盟

「無形資産に関する論点の整理」に関する意見について

「無形資産に関する論点の整理」に関する意見について、下記のとおり意見表明致しますので、宜しくご査収願います。

記

1. 【論点 3-3-1】社内研究開発費の取扱い

今回、社内開発費も無形資産の定義に該当し、かつ認識要件を満たすものについては資産計上することが提案されている。また、国際財務報告基準では、資産計上の認識要件の充足を判断する上で詳細な要件を定めており、これと同様の要件等を定めることも提案されている。

しかし、現行の会計基準（第61項記載「研究開発費等会計基準 三」）において、発生時に全額費用処理とした論拠（研究開発費は発生時には将来の収益を獲得できるか否かが不明である）が変更されるような環境変化はあったと認識していない。これは、研究局面・開発局面でも同様と認識している。

更に、資産計上する上で、第63項で記載されている6項目すべての要件を立証できる場合は無形資産として認識しなければならないとあるが、上記のように費用の発生時には将来の収益が獲得できるか否かが不明であるため、立証は不可能であると考ええる。

また、国際財務報告基準と同様の要件を設けたとしても、企業会計基準委員会による調査（「社内発生開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査」）結果で明らかのように、経営者による判断が主観的となることから企業により計上の実務に大きなばらつきが生じ、同様の状況に置いて類似の会計処理が行なわれないおそれは払拭できないものと考えられる。この点は、従来、本邦基準において開発費を発生時に費用処理すべきことを要請してきた根拠の一つでもある。

以上により、社内開発費は、無形資産の認識要件を満たすか否かが不明であり、財務諸表の比較可能性を担保するという目的から、国際財務報告基準に沿うように現行基準を改正する積極的な理由がないと考えられるため、現行通り発生時に全額費用処理とすべきであると考ええる。

仮に、国際会計基準とのコンバージェンスを優先して資産計上を求める場合には、連結財務諸表上でのみの適用とすべきであり、個別財務諸表上は現行通り発生時に費用処理とすべきであると考ええる。なお、研究局面と開発局面を区分できない場合、その支出の全てを研究局面において発生したとみなすような規定を盛り込むべきと考ええる。

2. 【論点 5-3】償却を行うことが適切でない無形資産

国際的な会計基準では、耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わないこととしている。しかし原則は、耐用年数の確定は困難であっても、耐用年数を定め定期的に償却を行うべきであると考ええる。但し、資産の劣化がない土地のような非償却資産に係る地上権等は、例外として償却を行うことは適切ではないと考ええる。

3. 【論点 5-4】償却を行わない無形資産の減損

償却を行わない無形資産は、減損テストを高頻度にて行うことを提案されている。しかし、償却を行うことが適切でない無形資産として上記に挙げている土地に係る地上権等は、土地に類するため、現行実施している土地の減損判定の頻度及び方法と同様とすべきであるとする。

4. 【論点6】開示

「検討及び今後の方向性」において、可能な限り IAS 第 38 号において求められている開示内容に近づけていくことが望ましいと提案されている。その中で、第 174 項(1)では、無形資産の種類ごとに耐用年数・償却率を開示することとなっているが、種類ごとに開示を行うことにどのような有用性があるのかについては明示されていない。

財務諸表利用者にとっての有用性及び作成者・監査人の負担を踏まえたコスト・ベネフィットの観点から、現状有価証券報告書において開示している「有形固定資産等明細表」での無形資産の開示は、現行の内容レベルでも十分であるとする。

以 上